

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長及び長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成21年7月16日

長野市監査委員	増	山	幸	一
同	高	波	謙	二
同	三	井	経	光
同	祢	津	栄	喜

措置の通知書

平成 20 年度 随時監査（工事監査・後期）（20 監査第 83 号）分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 計画及び設計について (報告書 3 ページ)</p> <p>(1) 論電ヶ池グラウンド整備工事において、芝生の発芽管理や植栽基盤工の設計協議が不十分であったことから、安易な仕様変更により施工がなされ、これらにより施工時期を逸し、工期延長の建設工事変更請負契約（以下「変更契約」という。）をした事例が見受けられた。 事業の実施にあたっては、地元関係者や芝生管理を熟知した技術者等との十分な協議を行い、確実な計画と、より投資効果の期待できる設計に努められたい。 (観光課・公園緑地課)</p> <p>(2) 豊野駅北ロータリー整備工事において、待合上屋等の設置位置が利用者にとって利便性にかける事例が見受けられた。 都市計画事業の実施においては、きめ細やかな設計協議や、その地域性を十分考慮する中で、暫定的な計画とならないよう事務の執行に努められたい。 (都市計画課)</p> <p>2 契約について (報告書 3 ページ)</p> <p>(1) 若穂中央公園整備工事において、元契約と直接関連の薄い、高木植栽工が追加され、増工変更契約されていた事例が見受けられた。 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号及び「長野市契約の手引き」で随意契約ができる場合として認められている「本体工事と密接に関連する付帯的な工事」とは思われたい。このような場合、別途工事発注とし安易な増工・変更契約で事業実施することは避け、競争原理を働かせるよう、適正な工事発注に努められたい。 (公園緑地課)</p>	<p>施設整備等に係る工事においては、工事設計監督業務を行う担当課及び工事関係者と事前に十分な協議を行い、確実な工事計画を設計するとともに工事発注時期について適切な時期に実施するよう努めていく。 (観光課)</p> <p>芝生の特性や植栽する土地の環境などの調査を十分に行い、発注時に設定した工事期間内に施工を終了させる。 (公園緑地課)</p> <p>都市計画事業の計画及び設計においては、地元住民・関係機関等と十分協議し、また国・県・市等で定められた構造基準を遵守するように努めております。指摘いただきましたご意見を尊重し、今後さらにきめ細やかな設計協議や、その地域性を十分考慮して、より適正な事務の執行に努めてまいります。 (都市計画課)</p> <p>公園工事には多くの工種が存在するが、今後は当初設計の内容に無い工種の増工は行なわず、必要がある場合は、別工事としてあらためて発注することとしたい。 なお、「工事の変更を行なう場合、新たな工種や関連性のないエリアでの増工は行なわないようにする」ということを、当課の設計積算統一事項に明記し、課内で周知徹底した。 (公園緑地課)</p>

措置の通知書

平成 20 年度 随時監査（工事監査・後期）(20 監査第 83 号) 分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>(報告書 4 ページ)</p> <p>(2) エムウェーブの空気調和設備部品交換工事において、管理受託者との随意契約がされている事例が見受けられた。 施設整備については、その工事内容を十分確認し、安易な理由による随意契約は避け、競争原理を働かせるよう、適正な工事発注に努められたい。 (観光課・契約課)</p> <p>(3) 契約金額 50 万円以下の小規模工事（以下「小規模工事」という。）において、工事内容に適さない事業者との随意契約がされていた事例が見受けられた。 事業者の選定にあたっては、その工事内容を確認するとともに、業者選定委員会の実効性を高め、適正な契約の執行に努められたい。 (維持課・公園緑地課)</p>	<p>工事契約に際しては、工事内容を十分確認し、安易な随意契約は避け、競争原理が働くよう適正な工事発注に努めていく。 (観光課)</p> <p>随意契約を予定する案件について、随意契約予定者以外に受注を希望する者（履行可能な者に限る。）の有無を確認し、該当者がいた場合、これらの者による指名競争入札を実施することとした。 なお、「現場が輻輳する」、「設計の意図伝達」等、明らかに他の事業者と契約できない案件は除く。 (契約課)</p> <p>事業者の選定にあたって、工事内容と工事種類の確認が不十分であったことについて、業者選定において施工内容及び事業者の確認を確実にを行い適正な事業執行が行われるよう業者選定委員に周知徹底し改善を図った。 (維持課)</p> <p>指名選定起案の際に業種内容確認表を作成し、指名選定調書に添付することとし、指名業者選定委員会ではその内容が適正かどうか確認し、適正な契約の執行を確保することとした。 (公園緑地課)</p>
<p>3 竣工検査について</p> <p>(報告書 4 ページ)</p> <p>(1) 小規模工事において、L型側溝設置縦断勾配が不適切なため、路面水が路肩に滞留している事例、グレーチングの固定不良事例等、竣工検査（工事担当課長検査）が不十分と思慮される事例が散見された。 検査は工事目的物が設計書通り完成したか、工事が適正に行われているかを見極める重要な職務であるので、監督職員立会いによる竣工検査の実施と長野市建設工事検査実施要項に基づいた検査体制の確立を要望する。 (鬼無里支所・戸隠支所・維持課)</p>	<p>左記指摘事項について、当支所はグレーチングの固定不良事例が該当している。 現地は平成 20 年 10 月 21 日ゴムパッキンによる固定を行い、改善を図った。 検査体制については、工事が適正に行われているかを見極めるべく、長野市建設工事検査実施要項に基づいたきめ細かな検査をすることで改善を図った。 (鬼無里支所)</p>

措置の通知書

平成 20 年度 随時監査（工事監査・後期）（20 監査第 83 号）分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続く)</p> <p>4 工事写真及び提出書類について (報告書 4 ページ)</p> <p>(1) 小規模工事において、工事記録写真中、工事記録用黒板すべてに工事名が記入されていない工事記録写真が添付されている事例が散見された。 竣工書類等は、十分精査し適正に執行されたい。</p> <p>(豊野支所・維持課)</p>	<p>左記の指摘については、グレーチングの固定不良事例が該当している。当該箇所については、平成 20 年 12 月 22 日にグレーチング連結金具及びズレ止め用アングルの設置を行い、改善を図った。</p> <p>工事検査体制については、工事が適正に行われているかを見極めるべく、検査職員が長野市建設工事検査実施要綱に基づいた、きめ細かな検査を実施するように指示、徹底を図った。</p> <p>(戸隠支所)</p> <p>L 型側溝設置において、路肩に路面水が滞留したことについては、側溝の流下縦断勾配と道路勾配の差違による原因であったため、中たるみの修正を（平成 21 年 2 月 10 日）行い縦断勾配の改善を図った。</p> <p>工事の施工において、監督員の立会い検査及び長野市建設工事実施要領による事業執行を行うよう周知、徹底を図った。</p> <p>(維持課)</p> <p>工事記録用黒板の工事名記入については、請負業者に工事名を記入するよう周知徹底し、今後は、竣工書類等については、十分精査し適切な事務執行に努めるよう改善を図った。</p> <p>(豊野支所)</p> <p>工事記録写真の表示不備について、施工業者との連絡確認の不徹底によるものであったため、施工前に請負者と協議・指示を徹底するよう指導を行い、適正に実施するよう徹底を図った。</p> <p>(維持課)</p>

措置の通知書

平成 20 年度 随時監査（工事監査・後期）(20 監査第 83 号) 分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>(報告書 5 ページ)</p> <p>(2) 建築関連工事等において、変更契約の設計書に不備のあるもの、また、元契約と違う施工がなされており、その経過を示す書面の添付がなく、出来高の可否について確認が出来ない事例が見受けられた。</p> <p>現場の管理、竣工の確認・検査など、一層の指導徹底を図られたい。</p> <p>(観光課・建築課・公園緑地課・駅周辺整備局・検査課・教育委員会総務課・生涯学習課・博物館)</p>	<p>施設整備等に係る工事においては、工事設計監督業務を行う担当課及び工事関係者と事前に十分な協議を行い、確実な工事計画を設計するとともに随時打合せを行い、適正な書類作成を実施するよう努めていく。</p> <p>(観光課)</p> <p>当初設計と竣工時の内容に差異が生じる場合は、変更契約を行わない場合であっても、協議の経過を明らかにし、施工協議書を取り交わし、最終の出来型の可否が判断できるようにする。</p> <p>(公園緑地課)</p> <p>設計の機器数量と施工での機器数量の一部が相違しており、増減表を作成していた。今後は、協議により数量、設計内容等の適正な事務執行するよう指導徹底を図った。</p> <p>(駅周辺整備局・建築課)</p> <p>建築関連工事等において、中間検査・竣工検査時に変更部分に係る施工協議書の添付の有無及び、その内容の精査を行い、変更内容が適性に実施されているかについて、更に厳正な検査を実施する。</p> <p>(検査課)</p> <p>既存教室のシックハウス対策に伴うアルミサッシュの改修工事において、協議書で両側シーリングの内容を、シーリングは片側のみとし、もう一方はガスケットに内容変更した。シーリングとガスケットの金額はほぼ同等であり機能的にも当初設計と大きく変更がなかったため、変更内容書に変更内容を反映させなかった。</p> <p>今後は協議書等により、適正な事務の執行に努めたい。</p> <p>(建築課・教育委員会総務課)</p>

措置の通知書

平成 20 年度 随時監査（工事監査・後期）(20 監査第 83 号) 分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続く)</p>	<p>協議書の内容と施工に食い違いがあったことが主な原因である。今後は、適正な事務執行するよう指導徹底を図った。</p> <p>(生涯学習課・建築課)</p> <p>工事施工中に協議書を取り交わし施工内容を変更しているが、詳細協議を行わなかった。また、土蔵の外壁改修工事において、設計当初に比べ改修範囲が増加したことについて、特に協議書を取り交わさなかった。今後は、適正な事務執行するよう指導徹底を図った。</p> <p>(博物館・建築課)</p>